

(仮称) 第2次帯広市男女共同参画プランの策定に向けた意見書

平成21年6月

意見報告にあたって

かつて21世紀のまちづくりを迎えつつあった帯広市は、平成12年(2000)年の「第5期帯広市総合計画」及び「帯広市生涯学習推進計画」の中で「男女共同参画社会づくり」を位置づけ、帯広市男女共同参画プラン提言委員会を発足させ、具体的な目標設定と実現のための取り組みを示した行動プランを策定しました。当時、帯広市を取り巻く国内外の社会情勢は男女共同参画社会の実現に向けてあらゆる努力を開始していた時期でありました。国連特別総会「女性2000年会議」において、日本は法律上のみならず事実上の男女平等の実現に向けて行動することの必要性を国際社会に対して発信し、さらに遡ること昭和50(1975)年「国際婦人年」を契機として、わが国は男女共同参画社会の実現に向けた施策を開始、平成11(1999)年には、男女共同参画社会基本法が公布・施行されました。帯広市の「帯広市男女共同参画プラン」(以下「参画プラン」)は、このような社会情勢のなかで、地域の状況に配慮した帯広市らしい行動プランとして策定されました。

その後およそ十年間に国内外の情勢はさらに変化し、男女共同参画を推進するための体制や取り組みの変化と実態上の様々な分野における変化やその現状と課題について概観・分析が求められるようになりました。特に平成20(2008)年には国の男女共同参画推進本部が「女性の参画加速プログラム」を決定するなど、男女共同参画社会の実現に向けた包括的な施策が持続的に誕生するようになりました。

この検討案は、以上のような社会経済情勢に応じて、帯広市男女共同参画新プラン市民懇話会(以下「懇話会」)が、現在の参画プランの成果と課題を踏まえながら、これからの帯広市が目指すべき男女共同参画社会の計画と参画プランの改定について懇話会が行った検討結果をまとめたものです。懇話会は、これまでの社会変化や帯広市の地域的課題、そして参画プランの推進状況などを精査しつつ、平成17(2005)年に国において策定された「男女共同参画基本計画(第2次)」及び平成20(2008)年に策定された「第2次北海道男女平等参画基本計画」を踏まえて、幅広い領域から選ばれた委員が、それぞれの経験と専門をいかして、様々な観点から計6回にわたる議論を行いました。

懇話会ではその検討過程において、国や道の計画や条例に考慮しつつ、現在の参画プランの考え方を踏襲するとともに、帯広市の地域性に配慮し、特に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護、労働環境の改善、少子高齢化社会への対策等に対して迅速な対応と解決が求められること、そして仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の考え方を浸透させることによって、参画プランの実現に向けた具体的な取り組みをさらに前進させることなどの改定意見をとりまとめました。

この検討案によって示された理念や施策の方向性に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた具体的な取り組みが帯広市において総合的に推進されることを期待しつつ、帯広市男女共同参画新プランについて、以下の通り報告致します。

帯広市男女共同参画新プラン市民懇話会

会長 岡庭 義行

懇話会の意見概要

第2次プランは、生涯学習推進計画から独立したプランとして策定することになることから、現プランの五つの基本目標に固執することなく、新たな枠組みでの目標設定から検討することとしました。社会情勢の変化に応じ、表現などの変更が必要なものやさらに取り組みを充実しなければならないもの、また、新たに取り組むべきものを盛り込むなどの検討を加え、意見をまとめました。

1. 男女共同参画の実現に向けた意識の改革

単に男女共同参画の意識づけだけではなく、女性の人権を尊重する意識啓発の取り組みや女性に対するあらゆる暴力の防止に対する取り組みについても項目としていることから

「人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革」としました。

また、基本方向に設定した「女性の人権を尊重する認識の浸透」の取り組みだけでは意識啓発が中心となり、女性の人権を守る上で大切な相談や支援体制の充実といった取組みが不十分であると考え、それらの取り組みを充実させるため「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を新たに設定しました。施策の方向ではこれをより具体化した取り組みとするためセクシャルハラスメントの防止、被害者への相談・支援体制の充実を加えました。

2. あらゆる分野への男女共同参画の促進

基本的な考え方について変更はありませんが、「あらゆる」という表現は包括的な意味をもつものであり、ここでは、それぞれ、個別の分野で女性の参画を促進していくことを目指すものであることから、「さまざまな分野への男女共同参画の促進」としました。

基本方向「政策・方針決定過程への女性の参画促進」ではさまざまな分野に女性が参画し、女性の視点や意見を反映させていくことは男女共同参画社会の形成には不可欠です。そのため、現プランでは「職場における女性の登用の促進」としている施策の方向を企業などの働く場に限定したものではなく、地域組織などを含めた社会全体での取り組みとして捉える必要があると考え、

「方針決定過程における女性の参画の促進」としました。

また、国が第2次基本計画で重点項目として捉える防災、まちづくり、観光、環境などの新しい分野での取り組みについても推進の必要があると考え、「防災分野における男女共同参画の推進」「まちづくりにおける男女共同参画の促進」をあらたに施策の方向に加えました。

3. 男女が働くための条件整備

男女が互いに対等な立場で働くことのできる環境を整える意味から「男女がともに働きやすい環境づくり」という表現としました。

また、基本方向「男女がともに働くための環境整備」では、国が第2次基本計画で重点的に取り組むワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の考え方を広く市民に普及するため、「ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透」を施策の方向に加えました。

さらに、「就業機会の促進」では結婚、育児、介護等を理由に退職した女性の再就職を支援することが就業機会の拡大につながると考え「女性の再チャレンジ支援」を加えました。

4. 女性の保健の充実

5. 心豊かな生活の実現

男女共同参画社会を実現するためには母性を保護することは当然の取り組みではありますが、今後の男女共同参画社会を見据えていく上で女性をはじめ高齢者や障害者等が安心して暮らせる環境づくりなど全ての男女がいきいきと暮らすため、生涯を通じた健康支援は欠かすことができないことから女性に限定しない表現とすること、生涯学習も含めた取り組みとするため「5. 心豊かな生活の実現」を統合し「多様な生き方を実現する環境づくり」としました。

また、基本方向や施策の方向についてはその枠組みを踏襲し、現行プランにおける取り組みを継続する中でよりわかりやすい表現としました。